

令和7年度 介護保険課会計年度任用職員募集要項

1 職名

介護事業所指定等専門員

2 募集期間

令和7年6月23日（月）から令和7年7月11日（金）まで

3 募集方法

区ウェブサイト及びハローワークへ募集記事を掲載します。

4 募集人数

1人

5 選考方法

書類審査・作文・面接

○第一次選考 書類審査・作文

○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）

6 応募資格

資格・国籍・年齢の要件は設けていません。

（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）

なお、下記（1）～（4）のいずれかに該当するかたは受験できません。

（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（4）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回る事となる者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

7 職務内容

地域密着型サービス事業所等の介護事業所指定に係る業務等

（1） 地域密着型サービス事業所等の指定、指定更新及び変更事務

事業所から提出があった書類審査、事業所に対する通知等。

(2) 事業者指定に関する事務

各種書類の内容確認、台帳への入力（パソコン）、電話・窓口対応等。

(3) その他特に所属長が認める事項

8 職務系又は職種

事務系

9 雇用期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日及び休日

勤務日

月曜日から金曜日の5日間

休日

土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日。ただし、あらかじめ行事等で土曜日、日曜日に勤務を割り振られた場合を除きます。

11 勤務時間

1日の勤務時間 6時間（実働）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までの休憩時間1時間を含む）

12 勤務場所

目黒区総合庁舎本館2階

介護保険課介護事業者指定係

※敷地内禁煙（目黒区総合庁舎は屋外喫煙所1か所あり）

13 報酬額等（地域手当相当額を含む。）

月額約211,168円

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月 15 日です。ただし、15 日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 休暇等

年次有給休暇は 10 日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数が定められています。

16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

17 社会保険及び雇用保険の適用

健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されます。

（１） 加入する健康保険

東京都職員共済組合

（２） 任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き 1 年以上組合員である必要があります。（任用期間が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間は任意継続組合員にはなれません。再度の任用等により共済組合員期間が 1 年を超える必要があります。）

18 健康管理

年 1 回定期総合健康診断等を実施します。

5 月 1 日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

19 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

20 応募方法

（１） 提出書類

ア 履歴書（6月以内の撮影写真添付）

イ 作文

- ・テーマ 「介護保険に対する私の考えについて」
- ・文字数 800字程度
- ・市販の原稿用紙、パソコン等での入力・印刷したものどちらでも可

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出期限

令和7年7月11日（金曜日）（必着）

(3) 提出方法

封筒に「介護事業所指定等専門員」と明記し、①履歴書、②作文を介護保険課介護事業者指定係へ郵送または持参してください。

21 郵送先・問い合わせ先

郵便番号 153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区健康福祉部介護保険課介護事業者指定係

電話 03-5722-8701（直通）

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

以 上